# **（開示様式例）有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ**

○○年○○月○○日

各　位

会 社 名 ○○○○株式会社

代表者名 代表取締役社長　○○　○○

（コード：○○○○、○○○○市場）

問合せ先 取締役広報・ＩＲ部長　○○　○○

（TEL．○○－○○○○－○○○○）

**有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ**

当社は、○○年○○月○○日開催の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。

１．発行の目的及び理由

*（注１）有償ストック・オプションを発行する場合、株式の希薄化の規模、発行数量、発行条件が、発行の目的及び理由に照らして合理的であると判断した根拠について、分かりやすく具体的に記載することが求められます。開示にあたっては、適時開示ガイドブックに記載の開示事項及び開示・記載上の注意を確認のうえ、記載してください。*

*（注２）いわゆる強制行使条項を付した有償ストック・オプションを発行する場合、発行後に経過開示が必要となるケースがあります。詳細は、適時開示ガイドブックを確認してください。*

２．発行の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１） | 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数 |  |
| （２） | 新株予約権の目的である株式の種類及び数 |  |
| （３） | 新株予約権の総数 |  |
| （４） | 新株予約権の払込金額又はその算定方法 | ＜本新株予約権の発行が第三者割当に該当する場合＞  払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役の意見等は、以下のとおりです。 |
| （５） | 新株予約権の  行使に際して  出資される財産の  価額及びその１株  当たりの金額  （行使価額） |  |
| （６） | 新株予約権の  権利行使期間 |  |
| （７） | 新株予約権の  行使の条件 |  |
| （８） | 新株予約権の行使  により株式を発行  する場合に増加  する資本金及び  資本準備金の額 |  |
| （９） | 新株予約権の  取得の事由及び  取得条件 |  |
| （10） | 新株予約権の  譲渡制限 |  |
| （11） | 組織再編行為時に  おける新株予約権の取扱い |  |
| （12） | 新株予約権の  割当日 |  |
| （13） | 新株予約権証券の  発行に関する事項 |  |

＜本新株予約権の発行が第三者割当に該当する場合＞

３．割当予定先の選定理由等

＜複数ある場合は、割当数量を記載したうえで複数記載する。＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１） | 氏名 | ○○　○○ |
| （２） | 住所 | ○○県○○市 |
| （３） | 職業の内容 | ○○ |
| （４） | 上場会社と  当該個人との間の関係 |  |

（１）割当予定先の概要

※　なお、当社は、・・・の方法により、割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

（２）割当予定先を選定した理由

（３）割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先は・・・方針であることを確認しております。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

＜本新株予約権の発行が第三者割当に該当する場合＞

４．企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が２５％未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第４３２条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

＜本行為が支配株主との取引等に関するものである場合＞

５．支配株主との取引等に関する事項

（１）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が、○○年○○月○○日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

なお、○○年○○月○○日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

（３）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

＜その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。＞

以　上